

青森県林地開発許可制度実施要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、森林法（昭和26年法律第249号。以下「法」という。）、森林法施行令（昭和26年政令第276号。以下「政令」という。）、及び森林法施行規則（昭和26年農林省令第54号。以下「省令」という。）に定めるもののほか、林地開発許可制度の適正な執行を図るため必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 許可 法第10条の2第1項に基づく許可をいう。
- (2) 申請者 許可を受けようとする者をいう。
- (3) 開発行為者 許可を受けた者をいう。
- (4) 開発行為 開発行為者が許可の範囲で森林の土地の形質を変更する行為をいう。
- (5) 開発行為に係る森林 実際に開発行為を行い土地の形質を変更する森林をいう。
- (6) 開発行為の廃止 許可を受けた開発行為を行わず、又は開発行為の完了前に開発行為の続行を取り止め、かつ当該開発行為者が再開する意思がなく、既に開発行為をした面積が政令第2条の3に定める基準以下である場合をいう。
- (7) 開発行為の中止 開発行為完了前に開発行為の実施を一時中断し、当該開発行為者が再開する意思のあるものをいう。
- (8) 開発行為の延期 開発行為の完了予定日を延期し、当該開発行為を継続する場合をいう。
- (9) 防災施設等 擁壁、排水施設、えん堤、洪水調節池、貯水池、沈砂池その他の森林の有する公益的機能を維持するために必要な施設（仮設のものを含む。）をいう。

(許可の申請等)

- 第3条 申請者は、省令に定めるもののほか、青森県林地開発許可申請書類作成基準（別記1）に基づき申請書類を作成し、知事（農林水産事務局長）に提出するものとする。
- 2 青森県における許可の基準は、法、政令および省令に定めがあるもののほか、別途定める青森県 林地開発許可基準によるものとする。
- 3 許可前に、当該申請に係る開発行為の計画を中止しようとする者は、林地開発許可申請取下書（第1号様式）を知事（農林水産事務局長）に提出するものとする。
- 4 太陽光又は風力の発電設備の設置を目的とする林地開発許可の申請者は、申請に際して別記2に掲げる事項について配慮することとする。

(開発行為の着手)

第4条 開発行為者は、開発行為に着手したときは、遅滞なく、林地開発行為着手届（第2号様式）を知事（農林水産事務局長）に提出するものとする。

(標識の掲示)

第5条 開発行為者は、開発行為の期間中、許可に係る開発区域の見やすい場所に林地開発許可標識（第3号様式）を掲示するものとする。

(施行状況の報告)

- 第6条 開発行為者は、第16条に基づく開発行為の完了の確認を受けるまでの間、開発行為の施行状況を施行状況報告書（第4号様式）により知事（農林水産事務局長）に報告するものとする。
- 2 前項の報告は、毎年6月末日、9月末日、12月末日及び3月末日現在の状況について、翌月の10日までに行うものとする。

(開発行為の計画の変更)

第7条 次に掲げる事項について開発行為の計画を変更しようとする開発行為者は、開発行為の計画を変更する前に、林地開発変更許可申請書(第5号様式)を知事(農林水産事務所長)に提出し、許可を受けるものとする。

(1) 開発行為に係る森林面積(許可を受けていない区域を追加して開発する場合に限る。)

(2) 残置森林及び造成森林(住宅団地造成の場合は造成緑地も含む。以下同じ。)の面積(残置森林面積の減又は残置森林と造成森林の合計面積を減ずる変更をしようとする場合に限る。ただし、自然災害等の不可抗力による場合の面積の減を除く。)

(3) 防災施設等(重要な防災施設等を廃止し、又はその構造を著しく変更しようとする場合に限る。)

(4) 開発行為の目的

2 前項に規定する事項以外の事項について開発行為の計画を変更した開発行為者は、変更後の開発行為に着手する前に林地開発行為変更届(第6号様式)を知事(農林水産事務所長)に提出するものとする。

(開発行為の中止等)

第8条 開発行為を中止しようとする開発行為者は、開発行為を中止する前に、林地開発行為一時中止届(第7号様式)を知事(農林水産事務所長)に提出するものとする。

2 中止した開発行為に再着手しようとする開発行為者は、開発行為に再着手する前に林地開発行為再着手届(第8号様式)を知事(農林水産事務所長)に提出するものとする。

(開発行為の廃止)

第9条 開発行為を廃止しようとする開発行為者は、開発行為を廃止する前に、林地開発行為廃止届(第9号様式)を知事(農林水産事務所長)に提出するものとする。

(開発行為の延期)

第10条 開発行為を延期しようとする開発行為者は、開発行為の完了予定日の前に、林地開発行為延期届(第10号様式)を知事(農林水産事務所長)に提出するものとする。

(開発行為者の氏名等の変更)

第11条 開発行為を完了する前に氏名又は住所(法人にあってはその名称又は主たる事務所の所在地)に変更があった開発行為者は、遅滞なく、林地開発行為者住所(氏名)変更届(第11号様式)を知事(農林水産事務所長)に提出するものとする。

(開発行為の承継等)

第 12 条 開発行為を完了する前に相続、譲渡、合併その他の事由により当該開発行為者の地位を承継した者は、遅滞なく、林地開発行為承継届（第 12 号様式）を知事（農林水産事務所長）に提出するものとする。

2 開発行為を完了する前に開発行為者の地位を譲渡した者は、遅滞なく、林地開発行為譲渡届（第 13 号様式）を知事（農林水産事務所長）に提出するものとする。

（防災施設等の先行設置）

第 13 条 開発行為者は、開発行為に当たり、法第 10 条の 2 第 4 項に基づく許可の条件として付された防災施設等の設置を計画書の内容のとおりに先行することとし、当該施設の設置が完了したときは、林地開発行為防災施設等工事完了（工区完了）届（第 14 号様式）を知事（農林水産事務所長）に提出して確認を受けるものとする。

2 開発行為者は、前項の確認を受けた区域でなければ、他の開発行為を行うことはできない。

3 第 1 項の届出は工区ごとに提出できるものとする。ただし、確認後に開発行為を行うことができる範囲は、確認を受けた防災施設等が効果を発揮できる区域とする。

4 暗渠等の埋設する施設については、必要に応じ、第 1 項の届出に先んじ、視覚できる期間中に事前確認を求めること。

5 開発行為者は、防災施設等について、計画書に記載した維持管理方法（点検スケジュール、点検項目、点検結果に応じた対応、記録方法）に即して、開発行為の施行中及び完了後における維持管理を確実に行うこと。

（災害発生時の措置）

第 14 条 開発行為者は、開発行為区域内において災害が発生したときは、直ちに必要な応急措置を講じる等災害の拡大の防止を図るとともに、遅滞なく、災害発生届（第 15 号様式）を知事（農林水産事務所長）に提出するものとする。

（開発行為の部分完了）

第 15 条 次の各号全てに該当する区域については部分完了できるものとし、部分完了の確認を受けようとする開発行為者は、林地開発行為部分完了届（第 16-1 号様式）を知事（農林水産事務所長）に提出して確認を受けるものとする。

(1) 林地開発申請時においてあらかじめ工区等の区域区分がなされており、部分完了確認を受けようとする部分がその工区等の区域内全部であること。

(2) 区域内における開発行為が許可申請の内容及び許可に付した条件に従って完了していること。

(3) 開発行為が区域内のみで完結しており、他の区域の開発継続に係る相互の影響が無いと認められること。

（開発行為の完了）

第 16 条 開発行為が完了した開発行為者は、遅滞なく、林地開発行為完了届（第 16-2 号様式）を知事（農林水産事務所長）に提出し、完了の確認を受けるものとする。

2 事業計画において、緑化等の措置後から効果を発揮するまでに時間を要する措置がある場合は、当該措置の効果の発揮が確認できる状態をもって開発行為の完了とする。

（書類の提出先及び提出部数）

第 17 条 この要綱に定める書類については、当該開発行為地を管轄する農林水産事務所長（当該農林水産事務所が複数であるときは、当該開発行為地の主たる部分を管轄する農林水産事務所）に提出するものとする。

2 開発行為の許可に係る申請書の提出部数は添付図書を含め、正本を 1 部、副本を開発行為をしようとする森林が所在する市町村の数に相当する部数とする。

ただし、次の表に該当する部数を当該申請に係る副本の提出部数に追加すること。

他法令等	必要な協議	要領第 6 に基づく協議を要する場合	左記以外の場合
	鉱業法（昭和 25 年法律第 289 号）と関連のある開発行為の場合又は開発許可申請に係る森林の面積が 10 ヘクタール以上の場合	2 部	1 部
	上記以外の場合	1 部	追加不要

（他の法律によるみなし許可の取扱い）

第 18 条 他の法律の規定により法第 10 条の 2 第 1 項の許可があったものとみなされた開発行為についても、この要綱に定めるところにより手続を行うものとする。

附則 この要綱は、平成 13 年 3 月 26 日から施行する。

附則 この要綱は、平成 19 年 4 月 27 日から施行する。

附則 この要綱は、令和 2 年 4 月 1 日から施行する。

附則 この要綱は、令和 3 年 8 月 1 日から施行する。

附則 この要綱は、令和 5 年 6 月 26 日から施行する。

附則 この要綱は、令和 8 年 4 月 1 日から施行する。

附則 この要綱は、令和 8 年 11 月 1 日から施行する。

別記 1

青森県林地開発許可申請書類作成基準

1 一般的留意事項

申請書の作成に当っては、転記項目等の同一内容であるべき事項に十分留意し、申請書の整合性を確保すること。

2 各図書の作成基準

図 書 等	明示する事項等	様 式 等	作成上の留意事項等
1 林地開発許可申請書	(1) 申請者の住所・氏名 (2) 開発行為に係る森林の所在場所・土地の面積 (3) 開発行為の目的 (4) 着手・完了予定年月日 (5) 開発行為の施行体制 (6) 備考欄	第 17 号様式 (森林法施行規則の規定による様式)	(1) 氏名は、法人にあつては名称及び代表者の氏名を記載すること。 (2) イ 所在場所が多い場合は、代表の所在及び地番名を記載のうえ、「ほか○大字ほか○字ほか○○筆」とし、その内訳を別葉とすること。 ロ 「開発行為に係る森林」とは、土地の形質変更の行為が行われる森林をいう。 ハ 面積は実測とし、ヘクタールを単位として、小数第 5 位以下を切捨、第 4 位まで記載すること。 ニ 全体計画の一部について許可の申請をする場合は、全体計画面積を()書きで上段に、当該許可申請に係る面積を裸書きで下段に併記すること。 (3) 「目的」は、例えば、住宅用地の造成、農用地の造成工事等と記載すること。 (4) 着手、完了の予定年月日は、申請書の審査、現地調査等に要する日数を考慮のうえ記載すること。 許可後直ちに着手する場合の着手予定は「許可の日から」とすること。 完了予定が年月日で記入し難い場合は、「許可の日から○年」等と記入すること。 (5) 開発行為の施行体制の欄には、開発行為の施行者を記載すること。 (6) 開発行為を行うことについて環境影響評価法(平成 9 年法律第 81 号)等に基づく環境影響評価手続を必要とする場合には、備考欄にその手続の状況を記載すること。
2 申請書添付書類一覧表		第 18 号様式	イ 添付の指定のある図書を確認し、添付状況欄、付属書類の内容欄に必要事項を記入する。 ロ 添付書類を一覧表の順番にそろえ、各書類には、一覧表に対応した番号を記入した見出しを付けること。(添付不要の書類は欠番とする。) ハ 全書類を 1 冊に綴るのが困難な場合は、図書 33、または 35 以降を分冊とし、一覧表の備考欄に分冊番号を記載すること。
3 位置図	開発区域	縮尺 5 万分の 1 以上の図面とすること	「開発区域」とは、農地、宅地等を含む全体の区域を言い、当該区域を赤で縁取りすること。
4 区域図	(1) 方位 (2) 開発区域 (3) 開発行為をしようとする森林 (4) 開発行為に係る森林の区域 (5) 県郡市町村界 (6) 大字、字界及び地番 (7) 森林以外の土地	縮尺 5 千分の 1 以上の図面とすること	(1) 図面の縮尺及び方位を記載すること。 (2) 「開発区域」は、位置図と同様に記載すること。 (3) イ 「開発行為をしようとする森林」とは、開発行為に係る森林及び当該土地に介在し、若しくは隣接し、残置する森林(開発行為をしようとする森林の区域内で開発行為に係る森林以外の区域)をいう。 ロ 残置する森林の区域は、緑色で着色すること。 (4) 「開発行為に係る森林の区域」は、黄色で着色すること。 (5) 行政区域界は、当該開発区域に必要な範囲内で明示すること。 (6) 地番界及び地番は、隣接地についても入れ、地番はアラビア数字で記載すること。 (7) 開発区域内に森林以外の土地がある場合は

図 書 等	明示する事項等	様 式 等	作成上の留意事項等
	(8) 将来計画の区域		農地 ……茶色 宅地 ……桃色 水路 ……水色 道路 ……こげ茶色等で着色すること。 (8) 将来の計画区域を青色で縁取りすること。
○ 計画書			
5 林地開発 事業計画書	(1) 開発行為に係る 事業又は施設の名称 (2) 面積 (3) 残置する森林の率 (4) 残置及び造成する森林の率 (5) 残置及び造成する森林、緑地の率 (6) 当該森林を選定した理由 (7) 開発行為をしようとする森林の現況等 (8) 開発工事設計者 (9) 開発工事施工者	第 19 号様式	(1) ○○宅地造成事業、○○岩石採取事業等と記載すること。 (2) イ 面積は実測とし、項目別に記載すること。 ロ 面積の単位はヘクタールとし、小数第 5 位以下を切捨、第 4 位まで記載すること。 ハ 面積については、必要最小限であることの根拠を説明すること。 (3) 残置する森林 開発行為をしようとする森林 で計算した数字を記載すること。 (4) 残置する森林＋造成する森林 開発行為をしようとする森林 で計算した数字を記載すること。 (5) 残置する森林＋造成する森林＋造成する緑地 開発行為をしようとする森林 で計算した数字を記載すること。 (6) 理由を具体的に記載すること。 例えば イ 隣接地は既に宅地として開発されている。 ロ 傾斜が緩く造成が容易である。 ハ 道路に近接しており、また環境等も宅地に適している。 ニ 申請者の所有地である。 (7) 地質……代表的なものを記載すること。 土壌…… “ ” 傾斜……平均傾斜 “ ” 標高……最低標高～最高標高 “ ” 成育状況 林齢……最低林齢～最高林齢 平 均 林 齢 (8) 会社（支店）名、連絡者名、電話番号を記載すること。 (9) 上記（8）に同じ。
6 附属明細書	(1) 森林の所在場所等 (2) 土地所有者の氏名又は名称	第 20 号様式	(1) 開発行為をしようとする森林について、筆ごとに記載すること。 (2) 「土地所有者」とは、登記簿上の所有者となる。
7 開発行為をしようとする森林の権利関係	(1) （事業実施者の）土地を使用する権利	第 21 号様式	(1) 開発行為をしようとする森林についての権利関係を地番 1 筆ごとに記載すること。 イ 所有権……登記簿上で申請者の名義になっているもの。 ロ 所有権以外の権利……抵当権、地上権、賃借権等登記簿上の権利が認定されている場合には、その権利名、権利者名、状況（抹消同意済、交渉中）等を記載すること。 ハ その他……売買契約済、賃貸承諾済等を記載すること。

図 書 等	明示する事項等	様 式 等	作成上の留意事項等
8 開発行為に係る事業の全体計画及び期別計画の概要	(1) 全体計画の概要 (2) 期別計画の概要	第 22 号様式	(2) 全体計画に対する位置づけ等を記載すること。 特に、部分完了を予定する場合は、区域区分のうえ必ず記載すること。
9 流域現況図	(1) 流域の地形 (2) 土地利用の実態 (3) 河川の状況		
10 利用計画図	(1) 切土、盛土、捨土等行為の形態別の施行区域の位置 (2) 法面の位置 (3) 施設又は工作物の種類毎の位置 (4) 残置森林等の区域		(1) 森林と森林以外とを明示し、地番界をも表示する。 等高線入り図面に切盛土部分の縦横断面図面の計画線を記載し、切土部分を赤色、盛土部分を黄色で表示する。 (3) 施設又は構造物を設置する場合は、計画図中に位置を記入するとともに、外形寸法を把握出来る図面、施設又は構造物の概要に関する資料を添付し、第 18 号様式の付属書類の内容等欄に図面名・資料名を記入すること。
11 法面の断面図	(1) 法面の高さ、勾配、土質 (2) 施行前の地盤高及び法面保護の方法を示す図面 (3) 切土、盛土又は捨土の工法及び土質		(3) 残土又は捨土が生じるときは、その処理方法を明らかにし、土捨場の位置図、平面図、断面図を添付して該当区域からの土砂流出等保全上の支障がない理由を防災等施設計画書において明らかにすること。
12 防災施設等の設計図及び維持管理計画	(1) 防災施設等（仮設のものを含む。）等の構造を示す図面 (2) (1) の設計根拠 (3) 防災施設等の維持管理計画		(1) 仮設の防災施設等を設置する場合は、その図面も含む。 (2) 仮設の防災施設等を設置する場合は、全体の施行工程において具体的な箇所及び施行時期を明らかにし、設計が本設の防災施設等を設置する場合に準じて行われていること等、その内容についても記述すること。 (3) 防災施設等の維持管理の方法として、開発行為中の施工中及び完了後のそれぞれについて、次のア及びエの内容を記載すること。 ア 開発行為の施行中における維持管理の方法として、以下の内容を記載すること。 イ 点検のスケジュール（点検対象並びに点検時期又は点検頻度を記載することとし、点検時期は「○月」、点検頻度は「○か月ごと」のように具体的にする。） ウ 個別の点検項目（防災施設等の損傷状況、土砂の堆積状況等。） （ウ）点検結果に応じて必要となる対応（損傷箇所の修繕、堆積した土砂の除去等を記載すること。） エ 点検結果及び点検結果を踏まえた対応状況の記録方法（点検又は対応した箇所ごとに記録。）
13 緑化計画書	(1) 残置する森林の管理・保育等計画 (2) 造成する森林及び緑地の造成方法管理、保育等計画		

図 書 等	明示する事項等	様 式 等	作成上の留意事項等
14 残置森林等に関する市町村長との協定書又は知事への誓約書	(1) 残置森林等の管理に関する協定書(誓約書)	第 23 号様式	(1) 開発完了後も、残置し又は造成する森林又は緑地について適正な維持管理が行われることを明らかにするため、申請者と関係市町村長との協定を締結し、その写しを添付すること。 ただし、協定の締結を拒否された場合は、その理由及び市町村の指導内容等についての顛末書を添付した知事への誓約書を提出すること。
15 一時利用計画の概要	(1) 利用計画 (2) 利用計画の期間 (3) 利用後の現状回復方法		(1) 「一時利用」とは、砂利採取、材料置場、進入道路等の一時的な利用行為をいう。
16 実施工程表	工種毎の具体的な実施工程	第 24 号様式	イ 工事の着手から完了に至るまでの全体の期間について、工種ごとに図表を用いて作成すること。 ロ 当該箇所の全体計画と本設計との関連を記載し、主要工作物については、その必要とする理由、施行の順序等を簡明に記載すること。 ハ 仮設の防災施設等を設置する場合は、具体的な箇所及び施行時期を明らかにし、その内容も記述すること。
17 資金計画書	(1) 開発行為に要する資金の額 (2) 開発行為に要する資金の調達方法	第 25 号様式	(2) 自己資金、借入金等にあつては、それを証明する書類(預金残高証明書、融資証明書等)を添付すること。 申請時までに金融機関の融資証明等の提出が困難である場合には、金融機関等が融資等を検討していることが分かる書面(関心表明書等)を添付すること。 その際は、開発行為の着手時までに出資や融資等の状況を証する書類を提出すること。 また、処分収入を見込む場合は、その根拠を記載すること。
18 事業等に要する経費の項目ごとの内訳表	項目ごとの員数、単価、金額	第 26 号様式	防災施設設置に要する経費についても明記すること。
19 現況図	(1) 方位 (2) 区域図 (3) 地形 (4) 林況 (5) 開発区域内及び周辺の人家又は公共施設の状況		(2) 位置図と同様に記載すること。 (3) 標高差が明確に判断できるよう、等高線を入れて示すこと。 (4) 人工林……緑色 天然林……だいたい色 に着色し、樹種、林齢を記入すること。 (5) 「周辺」とは、開発により直接影響(防災、水資源確保、環境保全等)に関係するもの)をおよぼす区域とする。

図 書 等	明示する事項等	様 式 等	作成上の留意事項等
○ 開発行為に係る同意書			
20 環境の保全に関する市町村長との協定書	環境保全に関する協定書		開発行為に係る事業の実施に関連して、地域の環境の保全を図る必要がある場合には、申請者が関係市町村長と環境の保全に関する協定を締結し、その写しを添付すること。 なお、別記２の１に基づき、申請の前に地域住民等に対する説明会の開催等地域住民の理解を得るための取組を実施し、そのことを第２８号様式で関係市町村に報告したときは、その報告書の写しを添付すること。
21 開発区域周辺住民の同意書等			開発区域隣接者、周辺住民の当該開発行為に対する同意書等（写）を必要に応じて添付すること。
22 公共施設管理者等の同意又は協定書等			開発区域内外の公共施設と関連する水路、雨水、汚水等を放流する場合、新設道路は既設道路に接続する場合、又は水源から取水する場合等には、その権利者からの同意書等（写）を添付すること。
23 河川等管理者の同意書			青森県林地開発許可基準に基づく確率降雨強度のピーク流量を安全に流下させることができない地点がある場合、当該地点の河川等の管理者への協議書及び回答書（同意書）の写しを添付すること。
24 他法令の許認可等の処分に係る申請の状況を記載した書類			他の行政庁の免許、許可、認可その他の処分を必要とする場合には、当該処分に係る申請の状況を記載した書類（既に処分があったものについては、当該処分があったことを証する書類）を添付すること。
○ 開発行為をしようとする森林の権利関係の書類等			
25 土地売買契約書			開発行為をしようとする土地の土地売買契約書（写）を添付すること。
26 賃貸借契約書			開発行為をしようとする土地の賃貸借契約書（写）を添付すること。 なお、林地開発許可を受けて行う太陽光発電事業の終了後の土地利用の計画があり、開発区域について原状回復等の事後措置を行うこととしている場合は、当該契約に、太陽光発電事業終了後、原状回復等する旨を盛り込むこと。
27 所有者の同意書	申請日以前 30 日以内のもの		

図 書 等	明示する事項等	様 式 等	作成上の留意事項等
28 所有者以外の権利者の同意書	申請日以前 30 日以内のもの		イ 所有者以外の権利とは「地上権、地役権、賃貸権、抵当権」等をいう。 ロ 権利者からの当該開発に対する施行同意書、権利の抹消同意書等を添付すること。
29 申請者の信用及び防災措置を講ずるために必要な能力を証する書類		第 29 号様式	添付する書類は次によること。 ただし、開発行為の目的、態様等に応じて必要な書類を追加・省略し、又は他の書類により申請者の信用及び防災措置を講ずるために必要な能力を確認できる場合には、当該書類の添付をもって代替できるものとする。 イ 申請者の「信用」を証する書類 ○法人の場合 (1) 登記簿謄本、取締役会議事録の写し (2) 法人の信用について確認できる資料（貸借対照表、損益計算書等、納税証明書、事業経歴書等） (3) 法人の登記事項証明書 (4) 定款（法人の場合） ○任意団体等の場合 規約等 ○個人の場合 住民票等 (5) 森林法第 10 条の 3 第 1 項の規定による開発行為の中止又は復旧に必要な行為をすべき旨の命令を受けており、かつ、これに従っていない者に該当しないことを誓約する書類
			ロ 「防災措置を講ずるために必要な能力」を証する書類（林地開発許可申請書の「開発行為の施行体制」に記載した施行者のうち防災施設等の設置に関わる者に関するもの） (1) 建設業法許可書（土木工事業） (2) 事業経歴書 (3) 預金残高証明書 (4) 納税証明書 (5) 事業実施体制を示す書類（職員数、主な役員・技術者名等） (6) 林地開発に係る施工実績を示す書類（監督処分及び行政指導があった場合はその対応状況を含む。） (7) 申請時点で防災施設の施行者が決定していない場合等当該書類を提出することが困難な場合は、申請時に施行者の決定方法や時期、求める施行能力について記載した書類及び着手前までに正規の確認書類を提出することについての確約書
30 印鑑登録証明書			
31 誓約書		第 27 号様式	
32 写真			イ 開発区域が明らかに把握できる写真 ロ 防災施設の設置の箇所

図 書 等	明示する事項等	様 式 等	作成上の留意事項等
○ 開発行為地の の登記内容関係 の書類等			
33 地 籍 図			区域及び付近の地籍図（公図の写）開発区域を朱線で囲むこと。
34 土地登記簿謄本	申請日以前3ヶ月 以内のもの		開発行為をしようとする土地の登記簿謄本（写）を添付すること。
35 その他の図書			イ 開発行為の概要を把握するために、上記以外の図書が必要な場合は、申請書提出先の農林水産事務所と打合せのうえ書類を選定し添付すること。 ロ 添付書類がある場合は、内容についての一覧表を添付すること。